

民法展開演習（HA・HB合同） 最終到達度検証試験の講評

2019年2月5日

松岡 久和

総評

今回の試験は、まず、2時間一杯使わないとできない程度の量の問題に対して、どう時間配分をして適切な量の解答を書くかがテーマであった。少なくとも白紙部分を残してしまった答案はなかったのが合格とはいえるが、授業の際に好評価が多かった受講生のなかに時間配分を誤って十分書けなかった者もいたので、今後とも練習を積んで欲しい。

事実関係の確認とそれに対する法適用については、かなり精度が上がり、抽象的な議論に終始する答案はなかったことが大きな成果である。

問題は、平常点との兼ね合いであった。全13回の起案およびそれに基づく授業での要旨報告・討論、B+以下の者の再起案を全員がすべてできており、平常点では全員が十二分に合格であった。試験問題は、それなりに難しい問題点を多数含んでおり、やや難度の高いものとして、50点くらいを合格点とみていた。大きな間違いが多かった1名を除いて（同人も最終的には合格）、50点以上が取れており、2名は80点（司法試験でも優秀答案となるだろう）にあと一步であった。

各問題ごとの講評

設問1(1)は、代理人による詐欺が第三者の詐欺なのかどうかと101条1項との関係の問題にしていた。前者はおおむねできていたが、101条1項の判例による理解に言及できたものはなく、また、取消しの効果についての検討が不十分であった。

設問1(2)は、ほとんどの者が、利益相反または代理権濫用による効果不帰属を適切に論じることができていた。この問題を誤った者は、代理の基礎知識を再点検する必要がある。

設問2は、時間不足でほとんど書けていないものを除き、過失・因果関係・過失相殺などの論じ方はおおむね良い出来であった。ただ、離婚審判中の妻に711条の固有の損害賠償請求権があるか、あるとして重婚的内縁配偶者にも認められる可能性が高い同条の請求権との関係に言及できたものは1名だけだった。依頼者に争点と結論の予想を説明せよという題意に即して、ですます調で素人に丁寧に説明する答案も複数あり、良い工夫である。

設問3(1)は、賃借権の相続人と相続権のない内縁の配偶者の関係に工夫し、事実関係をふまえた権利濫用論など見所があった。一方、内縁の夫婦間のこどもについては認知まで父子関係が生じないという基本的な問題を見落とした者がほとんどで、親族・相続の基礎知識の総点検を要すると感じる。

設問3(2)は、胎児の間に母親が損害賠償請求につき和解契約を結ぶことができるかという典型論点であり、第13回の講義で類似の事例を扱ったので高得点を期待したが、時間配分の問題か、あまり出来はよろしくなかった。基本判例である阪神電鉄事件をもう一度しっかり確認していただきたい。